

令和2年分からの

新しい
年末調整
実務

主な改正点

- 給与所得控除等から基礎控除への振替
- 所得金額調整控除の導入
- ひとり親控除の創設と寡婦控除の見直し
- 年末調整手続の電子化

はじめに

最近の税制改正により、所得税の計算はだんだんと複雑になってきています。「配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し」（平成30年分から適用）に続き、「給与所得控除等から基礎控除への控除額の振替」、「所得金額調整控除の導入」、「ひとり親控除の創設」など、令和2年分の年末調整から多くの改正事項が適用されます。

ほとんどの人が年末調整で適用を受ける基礎控除について、「給与所得者の基礎控除申告書」を提出することが必要となり、ひとり親控除及び寡婦控除の適用についても、令和2年分特有の処理が求められます。さらに、所得金額調整控除についての理解も必要です。

年末調整の計算は、ソフトウェアを使って行うことが多いと思いますが、年税額の計算の仕組みや所得税の基本、改正事項について理解していなければ正しい計算はできません。また、年末調整手続の電子化も実施されます。令和2年分の年末調整は、これまでとは変わる手続が多いことを意識して、早めに準備を進めてください。

年末調整実務に本冊子をお役立ていただければ幸いです。

目次

Q1	令和2年分の年末調整は何が変わる？	2
Q2	年末調整の手順は？	8
Q3	年末調整の対象になる人は？	10
Q4	年末調整の対象となる給与は？	12
Q5	控除対象配偶者や控除対象扶養親族になる人は？	14
Q6	ひとり親控除と寡婦控除の適用方法は？	17
Q7	配偶者控除等申告書の記載方法は？	20
Q8	基礎控除申告書の記載方法は？	23
Q9	所得金額調整控除申告書の記載方法は？	26
Q10	年末調整手続の電子化とは？	28
資料1	令和2年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表	30
資料2	令和2年分の年末調整のための算出所得税額の速算表	39
資料3	令和2年分 年末調整チェック表	40

(注) 本冊子の内容は、令和2年9月11日現在の法令等に基づいています。

Q1 令和2年分の年末調整は何が変わる？

令和2年分の年末調整は、税制改正により大きく変わると聞きました。主な変更点について教えてください。

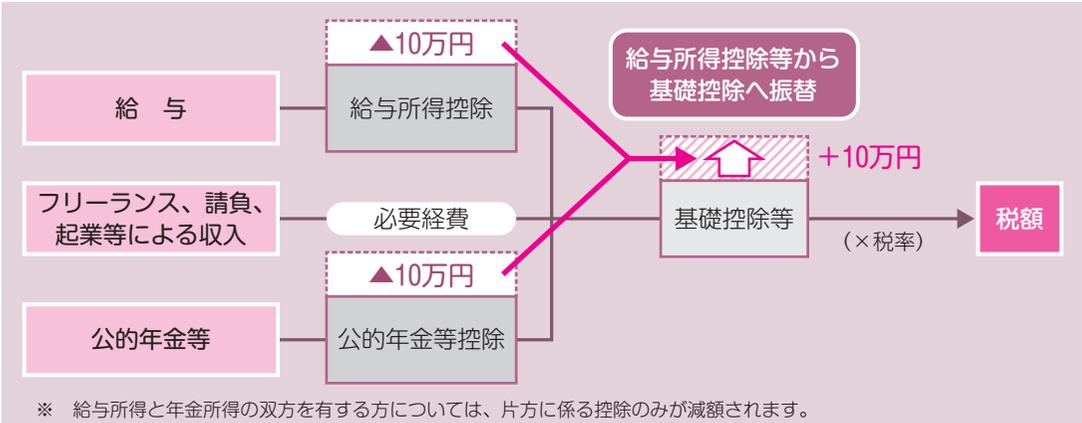
A 令和2年分の年末調整に影響する主な改正事項は、次のとおりです。

- ① 給与所得控除と公的年金等控除の見直し
- ② 配偶者、扶養親族等の所得要件の調整
- ③ 基礎控除の見直し
- ④ 所得金額調整控除の導入
- ⑤ ひとり親控除の創設と寡婦控除の見直し
- ⑥ 年末調整手続の電子化

解説

1 給与所得控除及び公的年金等控除の見直し

令和2年分以後の所得税では、特定の収入にのみ適用される**給与所得控除と公的年金等控除の控除額が引き下げられ**、全ての所得に適用される**基礎控除の控除額が引き上げられ**ました。



(出典：財務省ホームページ「平成30年度税制改正」)

① 給与所得控除の見直し

給与所得控除の見直しのポイントは、次のとおりです。

- 控除額を**一律10万円引き下げる**。
- 上限額が適用される給与等の収入金額を**850万円**、**上限額を195万円**に引き下げる。

見直しにより、給与所得控除額は次のように変わりました。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	平成29年～令和元年分	令和2年分以後
162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額 × 40%	収入金額 × 40% - 10万円
180万円超 360万円以下	収入金額 × 30% + 18万円	収入金額 × 30% + 8万円
360万円超 660万円以下	収入金額 × 20% + 54万円	収入金額 × 20% + 44万円
660万円超 850万円以下	収入金額 × 10% + 120万円	収入金額 × 10% + 110万円
850万円超 1,000万円以下		195万円（上限額）
1,000万円超	220万円（上限額）	

② 公的年金等控除の見直し

公的年金等控除についても、次のとおり見直しが行われています。役員や従業員（以下、「従業員」といいます。）及びその配偶者や親族が公的年金等を受給している場合には、合計所得金額を確認する際に注意が必要です。

公的年金等控除の見直し

- 控除額を一律10万円引き下げ、上限額を設定する。
- 公的年金等以外の所得の合計額1,000万円超 → 公的年金等控除額をさらに10万円又は20万円引き下げる。

見直しにより、公的年金等控除額は次のように変わりました。

65歳以上

公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額			
	令和元年分以前	令和2年分以後		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
区分なし		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	120万円	110万円	100万円	90万円
330万円超 410万円以下	(A) × 25% + 37.5万円	(A) × 25% + 27.5万円	(A) × 25% + 17.5万円	(A) × 25% + 7.5万円
410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 78.5万円	(A) × 15% + 68.5万円	(A) × 15% + 58.5万円	(A) × 15% + 48.5万円
770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 155.5万円	(A) × 5% + 145.5万円	(A) × 5% + 135.5万円	(A) × 5% + 125.5万円
1,000万円超		195.5万円	185.5万円	175.5万円

公的年金等の 収入金額(A)	公的年金等控除額			
	令和元年分以前	令和2年分以後		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
区分なし	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
130万円以下	70万円	60万円	50万円	40万円
130万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 37.5$ 万円	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円	$(A) \times 25\% + 17.5$ 万円	$(A) \times 25\% + 7.5$ 万円
410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 78.5$ 万円	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円	$(A) \times 15\% + 58.5$ 万円	$(A) \times 15\% + 48.5$ 万円
770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 155.5$ 万円	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円	$(A) \times 5\% + 135.5$ 万円	$(A) \times 5\% + 125.5$ 万円
1,000万円超		195.5万円	185.5万円	175.5万円

2 配偶者、扶養親族等の所得要件の調整

「給与所得控除額と公的年金等控除額の引下げ」と「基礎控除の額の引上げ」に伴い、給与所得控除等の金額に基づいて設定されている各種控除等を受けるための所得要件について調整が行われました。

控除	所得要件の調整（合計所得金額）
配偶者控除 扶養控除	令和元年分以前： 38万円以下 → 令和2年分以後： 48万円以下 (給与収入換算では103万円以下で変わらず)
配偶者特別控除	令和元年分以前： 38万円超123万円以下 → 令和2年分以後： 48万円超133万円以下 (給与収入換算では103万円超201.6万円未満で変わらず)
勤労学生控除	令和元年分以前： 65万円以下 → 令和2年分以後： 75万円以下 (給与収入換算では130万円以下で変わらず)

3 基礎控除の見直し

給与所得控除額と公的年金等控除額の引下げに対し、基礎控除の額は10万円引き上げられます。ただし、合計所得金額が2,400万円を超えると控除額は段階的に引き下げられ、2,500万円を超えると控除額はゼロとなります。

基礎控除の見直し

- 控除額 → 10万円引上げ
- 合計所得金額2,400万円超2,500万円以下 → 控除額が逡減
- 合計所得金額2,500万円超 → 控除額ゼロ（基礎控除の適用なし）

見直しにより、基礎控除の額は次のように変わりました。

合計所得金額	基礎控除の額	
	令和元年分以前	令和2年分以後
2,400万円以下	38万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下		32万円
2,450万円超 2,500万円以下		16万円
2,500万円超		—

なお、年末調整で基礎控除の適用を受けようとする場合には、その年最後の給与等の支払を受ける日の前日までに、**勤務先に「基礎控除申告書」を提出する**必要があります。この「基礎控除申告書」の詳細と記載方法等については、**Q8**をご覧ください。

4 所得金額調整控除の導入

所得金額調整控除には、①**所得が給与と所得のみの場合の調整と**、②**給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方がある場合の調整**の2つがあります。これらの調整はいずれも確定申告で適用されるものですが、①**所得が給与と所得のみの場合の調整は、年末調整においても適用**することができます。

① 所得が給与と所得のみの場合の調整

給与所得控除額の上限が220万円から195万円に引き下げられたことにより、給与等の収入金額が850万円を超える人は、基礎控除が10万円引上げられても令和元年分以前と比べ税負担が増えることとなります。そこで、子育てや介護に対して配慮する観点から、**本人が特別障害者に該当する場合、又は23歳未満の扶養親族や特別障害者控除の対象となる扶養親族等がいる場合**には、税負担が増えないよう、所得金額を調整する措置が講じられました。

具体的には、給与等の収入金額が**850万円を超える人のうち、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する人**は、給与所得の金額から次ページの「調整額」の金額が控除されます。

- (ア) 本人が特別障害者に該当
- (イ) 23歳未満の扶養親族を有する
- (ウ) 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する

$$\text{調整額} = \left(\text{給与等の収入金額} - 850\text{万円} \right) \times 10\%$$

1,000万円を超える場合には、1,000万円



(計算例) 給与等の収入金額950万円の場合

- ① 給与等の収入金額： 950万円
- ② 給与所得控除額： 195万円 (上限額)
- ③ 所得金額調整控除の額： $(950\text{万円} - 850\text{万円}) \times 10\% = 10\text{万円}$
- ④ 所得金額調整控除後の給与所得の金額： ① - ② - ③ = 745万円

なお、年末調整で所得金額調整控除の適用を受けようとする場合には、その年最後の給与等の支払を受ける日の前日までに、**勤務先に「所得金額調整控除申告書」を提出する**必要があります。「所得金額調整控除申告書」の詳細と記載方法等については、**Q9**をご覧ください。

② 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方がある場合の調整 (適用は確定申告のみ)

給与と公的年金等の両方を受給している場合には、給与所得控除額と公的年金等控除額がそれぞれ10万円引き下げられることから、基礎控除の額が10万円引き上げられたとしても税負担が増える可能性があります。そこで、税負担が増えないよう、所得金額が調整されます。

具体的には、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える場合には、給与所得の金額から下記「調整額」の金額が控除されます。

$$\text{調整額} = \left(\text{給与所得控除後の給与等の金額} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額} \right) - 10\text{万円}$$

10万円を超える場合には、10万円

(計算例) 給与等の収入金額300万円、公的年金等の受給額120万円 (65歳未満) の場合

- ① 給与所得控除後の給与等の金額： $300\text{万円} - 98\text{万円} = 202\text{万円}$
- ② 公的年金等に係る雑所得の金額： $120\text{万円} - 60\text{万円} = 60\text{万円}$
- ③ 所得金額調整控除の額： $(10\text{万円} + 10\text{万円}) - 10\text{万円} = 10\text{万円}$
- ④ 所得金額調整控除後の給与所得の金額： ① - ③ = 192万円

この②の調整は、確定申告時に適用されます。ただし、「基礎控除申告書」や「配偶者控除等申告書」等で合計所得金額を計算するときには、この②の調整も考慮します。詳しくは、**27ページ**をご覧ください。

コラム 「収入」と「所得」は違う

所得税の計算において、「収入」と「所得」は、はっきりとした違いがあり、使い分けられています。例えば、控除対象配偶者等の判定に用いる所得要件は、「合計所得金額」です。「収入」と「所得」の違いについて例をあげておきますので、参考にしてください。

所得の計算	例
給与所得 = 給与収入の金額 - 給与所得控除額 (注) 所得金額調整控除の適用がある場合には、給与所得から控除します。	給与、賞与
退職所得 = (収入金額 - 退職所得控除額) × $\frac{1}{2}$ * * 特定の場合には $\frac{1}{2}$ しません。	退職金
公的年金等に係る雑所得 = 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額	厚生年金、国民年金、共済年金
事業所得 = 総収入金額 - 必要経費	事業 (小売業、サービス業等)
不動産所得 = 総収入金額 - 必要経費	不動産貸付け
譲渡所得 = 収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額	資産の譲渡
一時所得 = 総収入金額 - 支出した金額 - 特別控除額50万円 (注) 課税対象となるのは、 $\frac{1}{2}$ した金額です。	満期保険金

5 ひとり親控除の創設と寡婦控除の見直し

令和元年分までの所得税では、ひとり親に対する措置として寡婦(寡夫)控除が設けられていました。しかし、寡婦(寡夫)控除は、婚姻歴があることが前提とされていることや、男性のひとり親と女性のひとり親で控除額が異なっている等の問題点が指摘されていました。令和2年度税制改正により、婚姻歴に関係なく全てのひとり親が控除の対象となり、男性のひとり親と女性のひとり親は同じ取扱いとなりました。見直しの詳細は、Q6をご覧ください。

6 年末調整手続の電子化

源泉徴収事務を行う会社の負担を軽減し、納税者の利便性を向上させる観点から、**生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除**に係る年末調整関係書類*が、電子データにより提出できるようになりました。

* 扶養控除等申告書、配偶者控除等申告書及び保険料控除申告書は、今回の改正前から電子データで提供を受けることが可能です。

この改正は、令和2年10月1日以後に提出する年末調整関係書類について適用されます。詳しくはQ10をご覧ください。

Q2 年末調整の手順は？

年末調整の手順について教えてください。また、年末調整に必要な書類についても併せて解説してください。

A 年末調整の手順は、次のとおりです。



所得金額調整控除申告書*	所得金額調整控除の適用を受ける場合 令和2年分から改正
保険料控除申告書	生命保険料控除、地震保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、社会保険料控除（給料から天引きされていない社会保険料）の適用を受ける場合
配偶者控除等申告書*	配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合
基礎控除申告書*	基礎控除の適用を受ける場合 令和2年分から改正
住宅借入金等特別控除申告書	住宅ローン減税の適用を受ける場合

*基礎控除申告書、配偶者控除等申告書、所得金額調整控除申告書は、「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」として1つの様式にまとめられています。



解説

1 「扶養控除等申告書」の記載内容の検討

「扶養控除等申告書」は、毎年**最初の給与支払日の前日まで**に、従業員から勤務先へ提出する書類です。年の途中で申告内容に異動が生じたときには、そのつど異動申告をすることとされています。

勤務先は、年末調整を行うときまでに、「扶養控除等申告書」の提出もれがないかを確認し、提出もれがある場合には提出するよう従業員に依頼します。また、すでに提出を受けている

「扶養控除等申告書」の記載内容について検討し、異動があると思われる従業員からは異動申告を受けておく必要があります。

異動申告が必要なケース（例）

- 源泉控除対象配偶者が増加又は減少した（結婚、配偶者の就職等）
- 控除対象扶養親族が増加又は減少した（就職、結婚、死亡等）
- 本人が障害者、寡婦、勤労学生に該当することとなった
- 同一生計配偶者や扶養親族が障害者に該当することとなった

2 「所得金額調整控除申告書」の受理と記載内容の検討

令和2年分以降、年末調整で所得金額調整控除の適用を受ける場合には、勤務先に「所得金額調整控除申告書」を提出する必要があります。所得金額調整控除の概要についてはQ1を、申告書の詳細についてはQ9をご覧ください。

3 「保険料控除申告書」の受理と記載内容の検討

年末調整で生命保険料控除、地震保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、社会保険料控除の適用を受ける場合には、勤務先に「保険料控除申告書」を提出します。

4 「配偶者控除等申告書」の受理と記載内容の検討

平成30年分以後の配偶者控除及び配偶者特別控除は、年末調整を受ける人と配偶者の両方の合計所得金額に応じて控除額が決まります。年末調整で配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、勤務先に「配偶者控除等申告書」を提出します。「配偶者控除等申告書」の詳細についてはQ7をご覧ください。

5 「基礎控除申告書」の受理と記載内容の検討

令和2年分以降、年末調整で基礎控除の適用を受ける場合には、勤務先に「基礎控除申告書」を提出することとなりました。基礎控除の見直しについてはQ1を、「基礎控除申告書」の詳細についてはQ8をご覧ください。

6 「住宅借入金等特別控除申告書」の受理と記載内容の検討

年末調整で住宅ローン減税の適用を受ける場合には、勤務先に「住宅借入金等特別控除申告書」を提出します。

Q 3 年末調整の対象になる人は？

年途中で退職した人についても年末調整するケースがあると聞きました。年末調整の対象になる人・ならない人について具体的に教えてください。

A 年末調整の対象になる人は、本年最後の給与や賞与（以下、「給与等」といいます。）を支払うときまでに、勤務先に「扶養控除等申告書」を提出している人のうち、本年中に支払うべきことが確定した給与等が2,000万円以下の人です。

なお、年途中で退職した人のうち、退職してから年末までの間に、他から給与等の支払を受けないと見込まれる人も年末調整の対象になります。

解説

1 年末調整の対象になる人・ならない人

年末調整の対象になる人・ならない人をまとめると、次のとおりです。

<p>年末調整の対象になる人</p>	<p>「扶養控除等申告書」を提出している人のうち、次のいずれかに該当する人（⑤から⑩に該当する人は除きます。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1年を通じて勤務している人 ② 年途中で就職し、年末まで勤務している人 ③ 年途中で退職した人のうち、次に該当する人 <ul style="list-style-type: none"> ア) 死亡退職した人 イ) 著しい心身の障害のため退職した人で、退職の時期からみて、その年中に再就職することが明らかに不可能と認められる人 ロ) 12月中に支給期の到来する給与等の支払を受けた後に退職した人 ハ) いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合、次の要件を満たしている人 <ul style="list-style-type: none"> ・その年中に支払を受ける給与等の総額が103万円以下であること ・退職後その年中に他から給与等の支払を受ける見込みがないこと ④ 1年以上の予定で海外転勤する人
<p>年末調整の対象にならない人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 「扶養控除等申告書」を提出していない人 ⑥ 本年中の主たる給与等の収入金額が2,000万円を超える人 ⑦ 年途中で退職した人のうち、③以外の人 ⑧ 2か所以上から給与等の支払を受けている人で、他の勤務先に「扶養控除等申告書」を提出している人（乙欄給与の人） ⑨ 非居住者（日本に住所又は1年以上の居所のない人）に該当する人 ⑩ 継続して同一の雇用主に雇用されない人（日雇い労働者等） ⑪ 災害減免法の規定により、源泉徴収について徴収猶予や還付を受けた人

2 「扶養控除等申告書」について

「扶養控除等申告書」は、源泉控除対象配偶者や扶養親族等がない人も提出する必要があります。ただし、2か所以上から給与等の支払を受けている人の場合には、主たる勤務先へのみ提出します（同時に複数の勤務先へ提出することはできません）。

なお、「扶養控除等申告書」の提出がある人については源泉徴収税額表の甲欄を用いて源泉徴収を行い（**甲欄給与**）、「扶養控除等申告書」の提出がない人については同表の乙欄を用いて源泉徴収を行います（**乙欄給与**）。

コラム 年末調整のやり直し（再調整）

年末調整が終わってから年末までの間に扶養親族の異動があったなどの場合には、年末調整をやり直すことができます。ただし、やり直しができるのは、「源泉徴収票」を受給者に交付する期限である翌年1月末日までです。

例

- ① 年末調整後に控除対象扶養親族の数が増減した場合
- ② 年末調整後に本人が障害者や寡婦に該当することとなった場合
- ③ 年末調整後に配偶者や本人の合計所得金額の見積額に増減が生じた場合
- ④ 年末調整後に保険料や小規模企業共済掛金控除等の控除証明書が提出された場合
- ⑤ 年末調整後に住宅借入金等特別控除申告書の提出があった場合

勤務先に
「扶養控除等申告書」を
提出していない人は、
年末調整の対象に
なりません。



Q4 年末調整の対象となる給与は？

当社は、前月分の給与を当月25日に支払っています。令和2年分の年末調整の対象となる給与はどのように計算するのでしょうか。また、中途採用の従業員の場合、当社から支給した給与のみを対象として年末調整するのでしょうか。

A 年末調整の対象となる給与は、その年の1月1日から12月31日までの間に支給日が到来する給与等です。したがって、貴社の令和2年12月分の給与（令和3年1月25日支給）は、令和2年分の年末調整の対象にはなりません。次に、年の中途で入社した人のうち前職がある人については、**前職の給与等も含めた金額**で年末調整を行います*。貴社から支給した給与のみを対象として年末調整することはできません。

* 前の勤務先に「扶養控除等申告書」を提出している場合の取扱いです。

解説

1 年末調整の対象となる給与

年末調整は、本年中に支払うべきことが確定した給与等について行います。本年中に支払うべきことが確定した給与等とは、支給日として定められている日が本年の1月1日から12月31日の間に到来するものです。ただし、非居住者（日本に住所又は1年以上の居所のない人）に該当する期間に支払を受けた給与等は年末調整の対象になりません。

2 年の中途で「扶養控除等申告書」が提出された人の場合

年の中途で「扶養控除等申告書」が提出された人の場合、年末調整の対象となる給与は、次のとおりです。

